直物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第 東六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規 即の一部を改正する省令を次のように定める。 平成十六年三月十九日 農林水産大臣 亀井 善之 農林水産大臣 亀井 善之 農林水産省令第二十号)

付削田国際空港」に改める。

七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「新東京国際空港」を「成

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。